

地方分権改革推進部会における議論

○地方分権改革の進捗状況等について

地方分権改革については、第1次及び第2次一括法が施行され、更に新たな第3次一括法案が国会へ提出、審議されるなど、義務付け・枠付けの見直し等について進展が見られた一方で、地方からの提案があったにもかかわらず見直しが行われていないものがあるなど、取組は不十分な状況にある。

また、国の出先機関の事務・権限の移譲について、具体的な移管に向けた着実な改革を推進することや、地方が担うべき分野について、国庫補助負担金を廃止し所要額を全額税源移譲すること、地方交付税について、国の政策目的を達成するための削減は行わないことなど、真の分権型社会の実現に向けた改革の推進に向けて、引き続き強く要請していく必要があることを確認した。

○地域自主戦略交付金について

地域自主戦略交付金については、各省庁の交付金等に再度整理されたが、本来は廃止のうえ税源移譲されるべきものであることから、税源移譲されるまでの間、こうした交付金等について、事務手続の簡素化など、地方にとってより自由度が高く活用しやすい制度となるよう、今後、国への要請等を行っていくことを確認した。

○県費負担教職員の給与等の移譲について

県費負担教職員の給与等の移譲については、現在、第30次地方制度調査会において具体的な検討が進められているところであり、移譲に伴う財政負担の総額について調査研究することが必要である。このため、指定都市市長会としても、各市の関係部署とも連携しながら、議論を進めていくことを確認した。

以上の議論をまとめ、4月に設置された地方分権改革有識者会議において指定都市等の地方の意見を十分反映させながら、更なる見直しを確実に進めるため、別紙のとおり要請（案）を取りまとめた。